

別記様式第三の六(第七条の五関係)

|                                                                                                             |         |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--|
| ← 10 →                                                                                                      |         |  |
| <b>放置車両確認標章</b>                                                                                             |         |  |
| (標章番号)                                                                                                      | 号の使用者 殿 |  |
| (登録(車両)番号)                                                                                                  |         |  |
| <b>駐 車 違 反</b>                                                                                              |         |  |
| 速やかに移動してください。                                                                                               |         |  |
| この車は、“放置車両”であることを確認しました。                                                                                    |         |  |
| この車の使用者は、公安委員会から放置違反金の納付を命ぜられることがあります。                                                                      |         |  |
| なお、この標章が取り付けられた日の翌日から起算して30日以内に、この車を運転し駐車した者がこの違反について反則金の納付をした場合又は公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りではありません。 |         |  |
| 警察署長                                                                                                        |         |  |
| 取 扱 者                                                                                                       |         |  |
| 電話番号                                                                                                        |         |  |
| 違<br>反<br>状<br>況                                                                                            | 日 時     |  |
|                                                                                                             | 場 所     |  |
|                                                                                                             | 態 様     |  |
| この車の使用者、運転者その他この車の管理責任者以外の者がこの標章を破損・汚損し、又は取り除くと処罰されます。                                                      |         |  |
| 運転するときは、交通事故防止のため、この標章を取り除いてください。                                                                           |         |  |
| ↑ 30 ↓                                                                                                      |         |  |

- 備考 1 「放置車両確認標章」及び「駐車違反」の文字の書体は、ゴシックとする。
- 2 記号並びに「放置車両確認標章」及び「放置車両」の文字の色彩は赤色、その他の文字の色彩は紺色又は黒色、地の色彩は黄色とする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 前面ガラス及び運転者席の側面ガラス以外の見やすい箇所に取り付ける場合に於ては、図示の縦寸法又は横寸法を3倍まで拡大することができる。